

別添

国官会第266号

平成25年5月14日

内部部局長
施設等機関の長
特別の機関の長
地方支分部局長 あて
外局の長
沖縄総合事務局長

国土交通省大臣官房長

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の一部改正について

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月10日付け国官会第367号）の一部を下記のとおり改正することとしたので遺漏なきよう措置されたい。

記

二（１）イ④中「10分の3」を「10分の5.5」に改める。

附則

本通知は、平成25年5月16日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

平成25年5月13日

低入札価格調査基準の引き上げについて

日頃より、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

この度、低入札価格調査の基準（この価格を下回った場合に履行可能性を調査）の引き上げについて、5月14日付で地方整備局等に通知（同日付で公表）を行いますので、お知らせいたします。

適用は、平成25年5月16日以降に入札公告を行う工事です。

引き上げの結果、低入札価格調査基準価格が、平均的な工事モデルで、約2%引き上げられます。

これにより一層の工事品質の確保を図ってまいります。また、本件については、他省庁、都道府県等にも情報提供を行います。

担当：大臣官房 地方課長 中村貴志
技術調査課長 越智繁雄

【担当者連絡先】

国土交通省大臣官房

地方課 課長補佐 宇佐美（内線21954）

技術調査課 事業評価・保全企画官

瀬崎（内線22353）

電話番号 03-5253-8111（代表）
03-5253-8919（地方課）
03-5253-8221（技術調査課）

低入札価格調査基準価格の見直し

低入札調査基準価格とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがある」と認められる場合」の基準となる価格。
- この価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。履行可能性が認められない場合には、失格。

低入札調査基準価格の見直しについて

○H25年5月16日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札調査基準価格の一般管理費等の算入率を0.3から0.55へ引き上げる。

H23.4～

【範囲】

予定価格の

7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.80
- ・一般管理費等 × 0.30

上記の合計額 × 1.05



今回 (H25.5.16～)

【範囲】

予定価格の

7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.80
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 1.05

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。